

一般財団法人 大成学術財団 2026年度 奨学生（高等専門学校） 募集要項

1 奨学金制度の趣旨について

人がいきいきとする環境を実現するため、建築・土木・開発・エネルギー・環境・防災等に関する仕事や学術研究に将来従事しようとする学生で、学業に秀でた者に対して経済的な支援を行うことを目的としています。

2 奨学金制度について

- 1) 奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません。
- 2) 他団体の奨学金との併給も可能とします。
- 3) 新規奨学金給付学生採用予定人数
建築、土木、都市開発等、建設に関係する学問を専攻する高専3年次の学生15名程度
- 4) 奨学金の給付額、期間

対象者	給付月額	期間
高専生（3年）	30,000円	2026年4月より最長2029年3月迄 ※

※各年次進学時の書類審査を通過すれば、最大で5年次迄給付を継続することができます

3 採用基準について

以下の1)～4)の基準をすべて満たすこと。

- 1) 申請する年度の4月現在、建築、土木、都市開発等、建設に関係する学問を選考している又は希望している高専3年次に在籍するもの
- 2) 在学する高専の校長、学科長、担任の推薦するもの
- 3) 成績要件
前年度までの成績が、GPA(Grade Point Average)が、3.00以上のもの

<GPAの算出方法>

評価	A	B	C	D
	優	良	可	不可
GP	4	3	2	0

上記で各単位の評価をGPに換算し、各単位のGPを乗じたものを総単位数で除した数値
(GPA算出例)

4段階評価で「優」13科目 「良」10科目 「可」5科目 「不可」2科目（全科目2単位）
の場合

優4×2単位×13 + 良3×2単位×10 + 可2×2単位×5 + 不可0×2単位×2

=104 + 60 + 20 =184

184 ÷ 総単位数60 = 3.07

4) 収入要件

収入要件はありません。但し、応募者多数の場合には、原則として成績優秀者を優先するものとした上で、家計支持者の収入額合計も考慮の上選考を行います。

なお、「収入」は一般的な考え方に基づいて以下のとおり算定ください。

- ・給与所得がある場合は源泉徴収票等の額面上の収入額を加算
- ・自営業収入がある場合は「売上から必要経費を差し引いた金額」を加算

※自営業の「売上から必要経費を差し引いた金額」は確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書などで確認ください。また、青色申告者の場合は青色申告特別控除を加算することに留意ください。

4 提出書類

1) 奨学金申請書

2) 写真（縦4cm×横3cmで裏面に記名の上、1）の申請書に貼付、画像データ可）

3) 家計支持者の収入を証する書類（源泉徴収票、確定申告書、所属市町村発行の所得証明の写し等のいずれか1つ。）

※家計支持者＝世帯で最も収入が高い者1名

5 応募手続き

応募を希望する場合は、令和8年4月16日（木）までに、学生課学生支援係にメールで申し出てください。申出のあった方へ申請書類を送付します。

メールアドレス：gakusei@fukushima-nct.ac.jp

件名：「大成学術財団奨学金申請書類希望」

申請書類の提出期限：令和8年4月27日（月）期限厳守

6 選考

1) 書類選考により総合的に勘案し、当財団の理事会にて決定します（必要に応じて面接を実施する場合があります）。

2) 奨学生の選考結果は、当財団事務局より学校ならびに本人へ6月下旬に通知します。

7 奨学生に求めること

1) 奨学生は、次年度の奨学金給付を受ける場合、毎年度末に学業成績証明書、中間報告書及び在学証明書を当財団に提出する必要があります。

2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学等、また、氏名・住所の変更等が発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

3) 虚偽報告、成績不良等により、遡って奨学金給付を停止する場合があります。

4) 財団が指定する行事（ワークショップ（WEB開催）：年3回程度、懇親会・見学会：年2回程度）への出席をお願いします。なお、交通費に関しては財団で支給します。

8 奨学給付金の打切り、休止

1) 次の場合には、奨学金の給付を打切る場合があります。

- ・退学した場合
- ・資格要件を満たさない転学部・転学があった場合
- ・留年した場合もしくは成績要件を満たさなくなった場合
- ・傷病等の為、就学の見込を失った場合
- ・給付休止の期間が2年を超えた場合
- ・その他、素行不良がある等、奨学生として不適当な場合

2) 次の場合には、奨学金の給付を休止する場合があります。

- ・留学した場合
- ・傷病等により休学した場合
- ・その他、財団との連絡がつかなくなる等の事態が生じた場合

9 その他

奨学生に決定した方に対して、7月と1月にそれぞれ6か月分の奨学金の給付を行います。